

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第24号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「入学料（第51条・第52条）」を「授業料及び入学料（第51条～第52条の2）」に改める。

第49条中「所定の」の右に「授業料及び」加える。

第13章の章名を次のように改める。

第13章 授業料及び入学料

第51条の見出し中「入学料」を「授業料及び入学料」に改め、同条中「入学料の」を「授業料及び入学料の」に、「京都市立学校保育料、入園料及び入学料徴収条例」を「京都市立学校保育料等徴収条例」に改める。

第52条第1項中「入学料」を「授業料及び入学料」に改め、同条第2項中「校長は」を「校長は、」に改め、第13章中同条の次に次の1条を加える。

（授業料及び入学料の減免）

第52条の2 授業料及び入学料の減額又は免除については、市長が定めるところによる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）